

くまもと黒毛和牛等首都圏流通体制確立支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 くまもと黒毛和牛等首都圏流通体制確立支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日府地創第22号・府地事第41号・6農振第2322号・20250121財経第1号・国総政第45号・環政総発第2501303号。以下「制度要綱」という。）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（令和7年3月6日府地創第38号・府地事第67号。以下「交付要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業目的)

第2条 県産牛肉の新たな需要を喚起するため、県産銘柄牛の東京都中央卸売市場食肉市場への生体出荷に取り組む農業団体等を支援することで、首都圏への流通体制を確立し、もって県産銘柄牛の首都圏におけるブランド力強化と取扱量の拡大を図る。

(事業内容等)

第3条 本事業における事業内容、事業主体、採択要件、補助対象経費及び補助率は、要項別表に定めるほか、別表のとおりとし、県は予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 事業主体は、補助金の交付を受けて補助事業等を実施しようとするときは、要項第3条の事業実施計画承認申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。
2 事業実施計画承認申請書（要項別記第1号様式）に添付する事業実施計画書は、別記様式第1号によるものとする。

(事業実施計画の変更承認申請)

第5条 要項第5条第1項の事業実施計画変更承認申請書（要項別記第2号様式）に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号を準用するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書（要項別記第6号様式）に添付する事業変更計画書は、別記様式第1号を準用するものとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第8条 要項第9条第1項の交付決定前着手については、同条第2項の規定により令和7年4月1日以降の事業実施分を交付決定前着手承認の適用除外とするが、この場合にあつては、事業主体ごとに第4の事業実施計画承認申請時に着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

(実績報告)

第9条 要項第13条第2項第1号の実績報告書(要項別記第11号様式)に添付する事業実績書は、別記様式第1号を準用するものとする。

(補助金の請求)

第10条 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金概算払(前金払)請求明細書(別記様式第2号)を添付するものとする。

(事業の推進)

第11条 県及び事業主体は、事業の実施にあたっては、所期の目的を達成するため、相互に連携に努め、事業の円滑な推進を図るよう努めなければならない。

(雑 則)

第12条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

本要領は、令和7年4月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

事業内容	事業主体	採択要件	補助対象経費	補助率
(1) 首都圏流通体制 確立支援事業 東京都中央卸売市場 食肉市場等への生体出 荷に係る掛かり増し経 費の一部を助成金とし て交付。	農業協同組合連合会 食肉事業協同組合連合会 農業協同組合	・ 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が規定する3銘柄(「くまもと黒毛和牛」、「くまもとあか牛」、「くまもとの味彩牛」)の定義を満たす牛肉であること。 ・ 公益社団法人日本食肉格付協会が定めた牛枝肉取引規格に基づき格付された肉質等級が3等級以上であること。 ・ 熊本県内から東京都中央卸売市場食肉市場へ生体出荷、又は熊本県内から東京都中央卸売市場食肉市場指定と場へ生体出荷し、東京都中央卸売市場食肉市場へ枝肉で搬入すること。 ・ 事業完了年度の3月31日までにセリが成立すること。	県産銘柄牛を熊本県内から東京都中央卸売市場食肉市場や東京都中央卸売市場食肉市場指定と場へ生体出荷する場合に要する掛かり増し経費	牛枝肉取引規格に基づき格付された肉質等級により、次のとおりとする。 定額 4等級、5等級 26 千円／頭 3等級 21 千円／頭